

地方税財政に関する課題対応について

ウィズコロナへの新たなステージへの移行、原油価格・物価の高騰による難局の中にあっても、地方が自らの責任において少子・高齢化対策や地域経済の活性化、激甚化する自然災害への備え等、住民ニーズの多様化・高度化に的確に対応し、地方創生を推進していくためには、地方税財源の充実と安定確保が不可欠である。

「経済財政運営と改革の基本方針 2021」で示された地方一般財源総額確保の方向性は2024年度までとなっているが、災害や物価高騰、感染症など不測の事態に対処しつつ、各種政策の成果を、地域の隅々にまで行き渡らせるためには、国と地方が一体となって強力な地域経済対策を引き続き講じていかなければならない。

国においては、厳しい地方財政の現状や地域経済の実情を勘案しつつ、以下の項目について、適切に対応するよう求める。

1 安定的な財政運営に必要な地方税財源の確保・充実

(1) 地方一般財源総額の確保・充実

骨太方針 2021 において、2022 年度から 2024 年度までの間、地方一般財源総額が 2021 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされ、骨太方針 2022 においても同方針が継続されたが、地方は、高齢化の更なる進展等に伴う社会保障関係費の一層の増加が見込まれる中、学校、福祉施設等自治体の施設の光熱費など物価高騰や感染症への対応、デジタル田園都市国家構想の実現をはじめ、公共施設の老朽化対策、大規模な災害に備えた防災・減災対策、脱炭素社会の実現、デジタル化の推進、人への投資などの増大する財政需要に対応する必要があることから、2024 年度においても、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2023 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保し、充実すること。

(2) 交付税総額の確保

地方交付税については、本来の役割である財政調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保するとともに、予見可能性を向上させ、持続可能な制度となるよう、法定率の引上げも含めた交付税総額の安定的な確保を図り、臨時財政対策債に依存しない財務体質を目指すこと。また、臨時財政対策債の償還財源については、他の財政需要を圧縮することがないよう留意するとともに、地方団体が安定的に必要な資金調達ができるよう、国の責任として、財政融資資金等を確保すること。

(3) デジタル田園都市国家構想の推進のための財源確保

「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指して、デジタルの力を活用しつつ、地域の個性を活かしながら社会課題の解決や魅力の向上を図る「デジタル田園都市国家構想」を推進するため、「デジタル田園都市国家構想交付金」について、安定的に予算枠を確保・拡充すること。

(4) 新型コロナウイルス感染症対策に係る地方財政支援

医療費や病床確保等に係る公的支援については、9月末までの措置とされているが、その時点における感染者数や医療機関の受入体制、新型コロナウイルス薬の薬価引き下げ等の状況に応じて、10月以降も必要な医療体制を確保することができるよう、支援継続も含めて適切に判断すること。

また、経過措置も含め、5類移行に伴い発生する費用（事業終了に伴う原状回復等を含む）については、地方に負担を求めることなく、確実な財政措置を講じること。さらに、5類移行後も、感染拡大防止や医療提供体制の確保等のため、地域の実情に応じて地方が独自に実施する取組に対し、十分な財政支援を講じること。

(5) 原油価格・物価高騰対策に係る地方財政支援

3年超に及ぶコロナ禍で疲弊しきった地域経済の回復に向けては、国と地方で総力を挙げて取り組む必要があることから、今後の物価高騰や経済状況等を踏まえ、引き続き新型コロナウイルス

ス感染症対応地方創生臨時交付金の確保をはじめとした財源措置を適切に講じること。

(6) 地方公務員の定年引上げへの対応

2023 年度から実施される地方公務員の段階的な定年引上げにより、平均給料月額の上昇が見込まれるほか、60 歳を超えて勤務する職員には、再任用職員には支給されていない扶養手当等を支給する必要が生じる。

このため、地方財政計画における給与関係経費の計上に当たっては、地方団体の財政運営に支障を来すことのないよう、必要な財政需要について適切に措置すること。

(7) 会計年度任用職員への勤勉手当の支給に向けた対応

地方自治法等の改正により、会計年度任用職員への勤勉手当の支給が可能となることから、地方公共団体の財政運営に支障を来すことのないよう、地方公共団体の財政需要の増加について、適切に措置すること。

(8) 地方の基金残高の増加に係る対応

地方は金融、経済政策、税制等の広範な権限を有していないため、公共施設の老朽化対策など将来への備えや、災害対応、感染症対策、税收违法など不測の事態への備えについては、基金の取崩し等により収支均衡を図るほかない。そのため、国を上回る行財政改革や歳出抑制の努力を行う中で基金の確保など財政運営の年度間調整に取り組んでいる。さらに、標準財政規模に対する地方の基金残高の割合は、コロナ禍前と同水準となっており、その残高が増加していることをもって一般財源総額を圧縮するような措置を絶対に行わないこと。

2 持続可能な社会保障制度の確立

2022 年 12 月 16 日、国においては「全世代型社会保障構築会議報告書」が取りまとめられ、本格的な「少子高齢化・人口減少時代」を迎えるにあたり、目指すべき社会の将来方向が示されたところであるが、地方では全国より高齢化の進行が早く、社会保障

費の増大は切迫した課題である。少子化対策や働く意欲のある高齢者の就業促進など支え手の拡大をはじめ、将来にわたり持続可能な社会保障制度の確立に向けた抜本的な改革を早急に進めること。

また、制度設計に当たっては、施策の推進において重要な役割を担う地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方に負担を転嫁することなく、十分な財源を確保すること。特に、子ども支援策の恒久的な充実を実施する場合には、その地方負担分については、恒久的な財源を確保すること。

3 法人事業税における外形標準課税の適用対象法人の見直し

外形標準課税の対象法人数はピーク時の約3分の2まで減少しているが、大企業の組織再編に当たり、事業部門を資本金1億円以下の法人とし、グループ内に複数設立する例や、減資を行い資本金1億円以下となったが企業規模が変わっていない例が見られるなど、制度趣旨に沿わない実態が明らかとなってきている。

このため、地域経済への影響や納税者及び課税庁の事務負担に配慮するとともに、安定的な税収や税負担の公平性の確保等の観点から、実質的に大規模な法人を対象に制度の見直しを検討すること。

4 電気・ガス供給業等に対する収入金額課税制度の堅持

電気・ガス供給業に係る法人事業税の収入金額課税制度については、受益に応じた負担を求める外形課税として定着し、地方税収の安定化にも大きく貢献している。

現行の収入金額課税方式は地元自治体から多大な行政サービスを受益している大規模な発電施設やLNG基地等に対して適切な負担を求める課税方式であることを踏まえ、同制度を堅持すること。

5 自動車関係諸税の見直しに伴う税財源確保

電動車の比重が大きくなる中、自動車税が財産税的な性格を有することも念頭に、地方の社会インフラの更新・老朽化対策や防災・減災対策事業などに対する財政需要が一層増していくと見込

まれることから、地方の財政需要に対応した税源を安定的に確保できるよう、必要な方策を検討すること。

なお、検討に当たっては、「2050年カーボンニュートラル」目標の実現を、補助金等を含めた施策全体で積極的に進める中で、地方に多くの雇用を抱える自動車産業への影響に配慮すること。

6 森林環境税・森林環境譲与税の円滑な運用

令和6年度から森林環境税の賦課徴収が始まることも踏まえ、森林の有する多面的機能の発揮や林業・木材産業の持続的かつ健全な発展に資するよう、森林環境税・森林環境譲与税制度の円滑な運用を図ること。

また、森林環境譲与税については、森林を多く有する市町村が今後も継続・拡大して森林整備を進めていけるよう譲与割合を増やすなど、その配分基準について実情に即したものに直すこと。

令和5年6月

九州地方知事会長

熊本県知事 蒲島 郁夫